

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年4月号

今年は2月と3月が逆転したような気候だったせいか、桜の開花が遅く、ちょうど入学式の時期に満開ですね。アフターコロナの制限のないお花見を久しぶりに行ったといったニュースが多く、改めて、コロナ禍がいかにも不自由で非常態であったことを再認識しますね。当たり前の日常をありがたく思いますね。

令和6年度が始まり、昨年度よりもさらに本格的に経済活動が活発になる年度となりそうですね。物価上昇は止まらず、賃金上昇の機運もあり、金銭感覚をアップデートしないと、日常生活での家計はもちろん、月次や半期の予算を見誤ってしまう恐れもありますね。

夏のパリオリンピックに向けて予選や選考も進み、盛り上がってさらに景気が良くなると良いですね。

4月のトピックス

- ・ 育児介護休業法改正案国会提出について
- ・ 育成就労制度創設について
- ・ 社員の健康増進を図る中小企業への補助金について

育児介護休業法改正案国会提出について

政府は、育児介護休業法の改正案を国会に提出しました。男性の育児休業取得率開示を義務付ける企業を300人超に拡大し、100人超の企業には取得率の目標値の公表を義務付けます。子が3歳になるまでテレワークで働ける環境を整えることを事業主の努力義務とするほか、残業免除は小学校就学前までに延長し、看護休暇の取得理由が緩和されます。また、40歳となった全ての従業員に介護休業など支援制度を周知することも義務化されます。多くの改正項目については令和7年4月1日からの施行を目指しています。

育成就労制度創設について

外国人技能実習制度を廃止し、「育成就労」制度を創設することを柱とする入国管理・難民認定法などの改正案が、衆議院に提出されました。1～2年働けば本人の意向で同じ業種での転籍が可能となります。受入れ企業には「育成就労計画」の作成を求め、監理団体には外部監査人の設置を義務付けられます。

社員の健康増進を図る中小企業への補助金について

厚生労働省は2024年度、社員の健康増進を促す中小企業に対して補助金を出します。理学療法士ら専門家による体力チェックや運動を実施するなどした場合に、対象となる労働者の年齢は問わず、費用の4分の3を給付（上限100万円）します。5月にも実施計画の受付を開始し、審査を経て補助を決定します。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545